

# 最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

## 1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券)及びREIT(不動産投資信託の投資証券)等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」

(注) 当社は、フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」は、お取り扱いいたしません。

## 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、原則としてお客様からいただいた上場株券等に係る注文に対し、自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTSへの取り次ぎを含む取引所外売買の取り扱いはいたしません。

- ①お客様から委託注文を受託しましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文につきましては、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所に取り次ぐことといたします。
- ②①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行ないます。
  - (a)上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
  - (b)複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末(当社の本支店の店頭でご覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取り次ぎます。  
なお、新規上場銘柄(重複)等で、執行時点において株価情報の表示がない場合には、お客様に事情を説明のうえ、お客様の合意を得て執行いたします。
  - (c)(a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。
  - (d)制度信用取引の返済注文は、上記(b)に関わらず新規建玉を行った市場において反対売買を執行いたします。(但し、上場廃止、鞍替え等やむを得ない場合を除きます。)
- ③基本的には上記①、②のとおり金融商品取引所に取り次ぎしますが、顧客の個別取引に係る固有のニーズを勘案した結果、金融商品取引所市場での執行以外の方法による執行の方が合理性が高いと考えられる場合には、お客様の合意のもとに、当該方法による執行を選択することもあります。

## 3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

## 4. その他

- (1)次に掲げる取引については、上記2に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
  - ①お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引  
当該ご指示いただいた執行方法
  - ②投資一任契約等に基づく執行  
当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
  - ③株式累積投資や株式ミニ投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引  
当該執行方法
  - ④単元未満株の取引  
単元未満株の取引を取り扱っている証券会社に取り次ぐ方法
- (2)システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

令和3年12月